

付 録

1 国立学校設置法抜粋

国立大学設置法，昭和24年5月31日公布 法律第150号

第2章 国立大学

第4条 国立大学に，次の表（1）に掲げるとおり，研究所を附置する。

大学の名称	研究所の名称	位 置	目 的
東京大学	生産技術研究所	東京都	生産に関する技術的問題の科学的総合研究ならびに研究成果の実用化試験

(注) 国立大学設置法一部改正により昭和37年3月29日付の官報に4月1日をもって位置の項が千葉県より東京都に変更する旨が公布された。

2. 東京大学生産技術研究所規則

改正

制定昭和37. 6.19

昭和 39. 5.19 昭和 39. 6.23
昭和 40. 6.22 昭和 41. 6.28
昭和 42. 9.19 昭和 43.12.17
昭和 48. 5.15 昭和 50. 4.15
昭和 51. 6.15 昭和 52. 5.17
昭和 59. 6.12 昭和 60. 5.21
昭和 61. 5.20 平成 元. 3.2
平成 3. 5.14 平成 6. 7.12
平成 7. 4.18 平成 8. 5.21
平成 11. 4.20 平成 12. 4.18
平成 13. 3.19 平成 15. 3.18

(目 的)

第1条 東京大学生産技術研究所（以下「研究所」という。）は，国立学校設置法（昭和24年法律第150号）第4条第1項の規定に基づき，生産に関する技術的問題の科学的総合研究並びに研究成果の実用化試験を行うことを目的とする。

(所 長)

第2条 研究所に，所長を置く。

2 所長は，研究所を代表し，その所務をつかさどる。

(研究部門)

第3条 研究所に，次に掲げる研究部門を置く。

物質・生命
情報・システム
人間・社会
高次協調モデリング

(附属研究施設)

第4条 研究所に，次に掲げる附属の研究施設を置く。

千葉実験所
計測技術開発センター
材料界面マイクロ工学研究センター
海中工学研究センター
マイクロメカトロニクス国際研究センター
都市基盤安全工学国際研究センター
戦略情報融合国際研究センター

(教授会)

第5条 研究所に、重要な事項を審議するため、教授会を置く。

2 教授会の組織及び運営に関する事項は、別に定める。

(事務部)

第6条 研究所の事務を処理するため、事務部を置く。

2 事務部に関する事項は、別に定める。

(細則への委任)

第7条 この規則に規定するもののほか、この規則の実施について必要な事項は、細則で定める。

附 則

1 この規則は、平成3年5月14日から施行し、平成3年4月12日から適用する。

2 改正後の第4条に規定する国際災害軽減工学研究センターは、平成13年3月31日まで存続するものとする。

附 則

この規則は平成6年7月12日から施行し、改正後の東京大学生産技術研究所規則の規定は平成6年6月24日から適用する。ただし、機能エレクトロニクス研究センターに係る改正規定は、平成6年4月1日から適用する。

附 則

1 この規則は、平成7年4月18日から施行し、改正後の東京大学生産技術研究所規則の規定は、平成7年4月1日から適用する。

2 改正後の第4条に規定する材料界面マイクロ工学研究センターは、平成17年3月31日まで存続するものとする。

附 則

1 この規則は、平成8年5月21日から施行し、改正後の東京大学生産技術研究所規則の規定は、平成8年5月11日から適用する。ただし、多次元数値情報処理工学研究部門に係る改正規定は、平成8年4月1日から適用する。

2 改正後の第3条に規定する高次協調モデリング研究部門は、平成18年3月31日まで存続するものとする。

附 則

1 この規則は、平成11年4月20日から施行し、改正後の東京大学生産技術研究所規則の規定は、平成11年4月1日から適用する。

2 改正後の東京大学生産技術研究所規則第4条に規定する海中工学研究センターは、平成21年3月31日まで存続するものとする。

附 則

1 この規則は、平成12年4月18日から施行し、改正後の東京大学生産技術研究所規則の規定は、平成12年4月1日から適用する。

2 改正後の東京大学生産技術研究所規則第4条に規定するマイクロメカトロニクス国際研究センターは、平成22年3月31日まで存続するものとする。

附 則

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

2 改正後の東京大学生産技術研究所規則第4条に規定する都市基盤安全工学国際研究センターは、平成23年3月31日まで存続するものとする。

附 則

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の東京大学生産技術研究所規則第4条に規定する戦略情報融合国際研究センターは、平成25年3月31日まで存続するものとする。

3 東京大学生産技術研究所千葉実験所規程

(昭和42年7月19日制定)

改正 昭和50. 2.19

昭和53. 1.16

(設 置)

第1条 東京大学生産技術研究所(以下「本所」という。)に国立学校設置法施行規則第20条により附属研究施設として、千葉実験所(以下「実験所」という。)を置く。

(目 的)

第2条 実験所は、本所勤務の教授、助教授又は講師が主体となって、生産に関する技術的諸問題の研究成果を実用化するための大規模な実験研究を行うとともに本所駒場庁舎ではできない研究を行うことを目的とする。

(実験所の長)

第3条 実験所に、実験所長を置く。

- 2 実験所長は、本所の教授又は助教授をもってあてる。
- 3 実験所長の任期は、2年とし再任を妨げない。
- 4 実験所長は、実験所を代表し、その所務をつかさどる。

(管理運営委員会)

第4条 実験所の管理運営のため、所長の諮問機関として千葉実験所管理運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会に関する事項は、別に定める。

(事 務 室)

第5条 実験所に、実験所の事務を処理するため、事務室を置く。

- 2 事務室に関する事項は、別に定める。

附 則

この規程は、昭和53年1月16日から施行する。

4 東京大学生産技術研究所附属計測技術開発センター規程

(昭和48年8月23日制定)

(設 置)

第1条 東京大学生産技術研究所（以下「本所」という。）に附属研究施設として、計測技術開発センター（以下「センター」という。）を置く。

(目 的)

第2条 センターは、本所における環境工学に関する物理的及び化学的計測法等の基礎的研究を行い、計測技術の開発を行う。

(機 構)

第3条 センターに長を置く。

- 2 センターの長は、本所の教授又は助教授をもってあてる。その任期は2年とする。ただし、重任を妨げない。
- 3 センターの長は、センターを代表し、その管理運営をつかさどる。
- 4 センターに職員若干名を置く。

附 則

- 1 この規程は、昭和48年8月23日から施行し、昭和48年4月12日から適用する。

5 東京大学生産技術研究所附属材料界面マイクロ工学研究センター規則

(平成7年4月18日制定)

(設 置)

第1条 東京大学生産技術研究所（以下「本所」という。）に附属研究施設として材料界面マイクロ工学研究センター（以下「センター」という。）を置く。

(目 的)

第2条 センターは、界面を利用する材料創成プロセス及び関連するマイクロな加工・計測技術について、基礎から応用にわたる研究開発を行うことを目的とする。

(機 構)

第3条 センターに、センター長を置く。

- 2 センター長は、本所の教授又は助教授をもって充てる。
- 3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 センター長は、センターを代表し、管理運営を総括する。
- 5 センターに、職員若干名を置く。

附 則

- 1 この規則は、平成7年4月18日から施行し、平成7年4月1日から適用する。
- 2 センターは、平成17年3月31日まで存続するものとする。
- 3 東京大学生産技術研究所先端素材開発研究センター規則（昭和60年東大規則第16号）は、廃止する。

6 東京大学生産技術研究所附属海中工学研究センター規則

（平成11年3月31日制定）

（設 置）

第1条 東京大学生産技術研究所（以下「本所」という。）に附属研究施設として、海中工学研究センター（以下「センター」という。）を置く。

（目 的）

第2条 センターは、海中及び海底に関する工学の基礎研究及び技術開発を行うとともに、この分野における国内及び国際協力を推進する。

（機 構）

第3条 センターに長を置く。

- 2 センター長は、本所の教授又は助教授をもってあてる。
- 3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 センター長は、センターを代表し、その管理運営を総括する。
- 5 センターに職員若干名を置く。

附 則

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 センターは、平成22年3月31日まで存続するものとする。

7 東京大学生産技術研究所附属マイクロメカトロニクス国際研究センター規則

（平成12年4月21日制定）

（設 置）

第1条 東京大学生産技術研究所（以下「本所」という。）に附属研究施設としてマイクロメカトロニクス国際研究センター（以下「センター」という。）を置く。

（目 的）

第2条 センターは、マイクロマシンの実現のため、半導体加工と精密機械加工の両者を融合したマイクロマシニングを用いた、高度なマイクロメカトロニクス技術を確立することを目的とする。

（機 構）

第3条 センターに、センター長を置く。

- 2 センター長は、本所の教授又は助教授をもって充てる。
- 3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 センター長は、センターを代表し、管理運営を総括する。
- 5 センターに、職員若干名を置く。

附 則

- 1 この規則は、平成12年4月21日から施行し、平成12年4月1日から適用する。
- 2 センターは、平成22年3月31日まで存続するものとする。

8 東京大学生産技術研究所附属都市基盤安全工学国際研究センター規則

（平成13年3月26日制定）

（設 置）

第1条 東京大学生産技術研究所（以下「本所」という。）に附属研究施設として都市基盤安全工学国際研究センター（以下「センター」という。）を置く。

（目 的）

第2条 センターは、国際的な視野から都市基盤設備の整備と維持管理を含めた安全工学を研究することを目的とする。

る。

(機 構)

第3条 センターに、センター長を置く。

- 2 センター長は、本所の教授又は助教授をもって充てる。
- 3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 センター長は、センターを代表し、管理運営を総括する。
- 5 センターに、職員若干名を置く。

附 則

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 センターは、平成23年3月31日まで存続するものとする。
- 3 東京大学生産技術研究所国際災害軽減工学研究センター規則（平成3年5月14日東大規則第26号）は、廃止する。

9 東京大学生産技術研究所附属戦略情報融合国際研究センター規則

制定 平成15年4月1日

(設 置)

第1条 東京大学生産技術研究所（以下「本所」という。）に、附属研究施設として戦略情報融合国際研究センター（以下「センター」という。）を置く。

(目 的)

第2条 センターは、最新の情報技術を利用し、サイバー情報と実世界情報との情報融合に関する研究を行うことを目的とする。

(機 構)

第3条 センターにセンター長を置く。

- 2 センター長は、本所の教授又は助教授をもって充てる。
- 3 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 4 センター長は、センターを代表し、その管理運営を統括する。
- 5 センターに、職員若干名を置く。

附 則

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 センターは、平成25年3月31日まで存続するものとする。
- 3 東京大学生産技術研究所附属概念情報工学研究センター規則（平成6年7月12日東大規則第29号）は廃止する。

10 東京大学生産技術研究所研究生規則

(平成元年11月21日制定)

平成3.10.31

(目 的)

第1条 この規則は、東京大学生産技術研究所（以下「本所」という。）における研究生の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(研究生の入所)

第2条 本所において、生産技術に関する事項の研究に従事しようとする者があるときは、本所の研究・教育に支障がないと認めた場合に限り、選考の上、研究生として入所を許可することがある。

(入所の資格)

第3条 研究生として入所することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学の学部を卒業した者
- (2) 本所において、前号と同等以上の学力があると認めた者
- (3) 相当の経験を有する者で、本所において、十分な専門的知識を有すると認めたもの

(出願方法)

第4条 研究生として入所を希望する者は、所定の願書に履歴書及び検定料を添えて、東京大学生産技術研究所長

(以下「所長」という。)に願い出なければならない。

(選考)

第5条 前条の入所希望者に対する選考は、その者が研究に従事しようとする研究分野の教官と協議の上、所長が行うものとする。

(入所の許可)

第6条 所長は、前条の選考に合格し、かつ、所定の期日までに入学料を納付した者に入所を許可するものとする。

(研究期間)

第7条 研究生の研究期間は、1年以内とする。ただし、引き続きその研究に従事するため、研究期間の延長を願い出たときは、1年ごとにこれを許可することがある。

(研究方法)

第8条 研究生は、所長の指定した教官の指導を受けて、研究に従事するものとする。

(研究料の納付)

第9条 研究生は、その研究期間に応じて、月額3月分又は6月分の研究料を前納しなければならない。

2 既納の研究料は、返還しない。

(検定料、入学料及び研究料の額)

第10条 第4条の検定料、第6条の入学料及び前条の研究料の額は、国立学校における授業料その他の費用に関する省令(昭和36年文部省令第9号)第12条の規定に基づき定められた額とする。

(報告書の提出)

第11条 研究生は、研究期間満了後速やかに、その研究状況及び成果を報告書にまとめ、指導教官を経て所長に提出しなければならない。

2 研究生の研究期間が1年以上にわたるときは、1年ごとに、その研究状況の中間報告書を、前項に準じて提出しなければならない。

(願い出による退所)

第12条 研究生が研究期間の途中で退所しようとするときは、その理由を付して、所長に願い出て、その許可を受けなければならない。

(退所命令)

第13条 所長は、病気その他の理由により研究を継続することが適当でないと認めるときは、その研究生に対して退所を命ずることができる。

(学内規則の遵守)

第14条 研究生は、東京大学又は本所が定める諸規則を遵守しなければならない。

(補則)

第15条 この規則に定めるもののほか、研究生の取扱いについて必要な事項は、教授総会(教授、助教授及び専任講師で構成する教授会をいう。)の議を経て、所長が定める。

附 則

この規則は、平成3年10月31日から施行する。

(注) 国立学校における授業料その他の費用に関する省令(昭和36年文部省令第9号)第12条の規定に基づき定められた研究料等の額は下記のとおりである。

記

	研究料	入学料	検定料
研 究 生	月額27,600円	83,100円	9,800円

11 受託研究員制度実施要領

昭和42年7月18日大臣裁定
改正 昭和50. 3.26, 昭和55.12. 8
昭和59. 6.30, 昭和61.10.20
平成元. 4. 1, 平成元. 8. 3
平成5. 3.23, 平成11. 4. 1

(目 的)

1. この制度は、我が国産業の進展に資するため、民間会社等の現職技術者及び研究者（以下「現職技術者等」という。）に対し、国立大学等における研究の機会を与え、その能力のいっそうの向上を図ることを目的とする。

(受託研究員の受入れ)

2. 国立大学及び国立大学共同利用機関（以下「国立大学等」という。）は、前項の目的を達成するため、民間会社等の委託に応じ、現職技術者等を受託研究員として受け入れることができる。

(資 格)

3. 受託研究員として受け入れることができる者は、現職技術者等であって、学校教育法（昭和22年法律第26号）第67条本文で定める大学院に入学することができる者又は国立大学等の長がこれに準ずる学力があると認めたとする。

(申請・許可)

4. 受託研究員の受入れは、民間会社等の長の申請に基づき、国立大学等の長がこれを許可するものとする。ただし、当該受託研究員を受入れる学部（教養部を含む。）、附置研究所、附属病院（分院を含む。）、大学院の研究科、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設等の部局の長に、受入れの決定に係る権限を委ねることができるものとする。

(受入れ報告)

5. 国立大学等の長は、受託研究員の受入れを許可したときは、受託研究員の受入れ状況を文部省学術国際局長に報告するものとする。

(研究期間)

6. 受託研究員の研究期間は1年以内とする。ただし、受入れを許可された日の属する会計年度を超えることができない。

研究の継続の必要があると認めるときは、翌年度において、更に受入れを許可することができる。

(研究方法)

7. 国立大学等は、受託研究員の希望する研究事項を考慮してその指導教官を定め、大学院で行う程度の研究の指導を行うものとする。

(研 究 料)

8. 受託研究員の研究料は、文部大臣が別に定めるところにより国立大学等がこれを徴収するものとする。

(受入れ規程)

9. 国立大学等の長は、受託研究員の受入れ手続きその他必要な事項について別に規程を定め、文部省学術国際局長に報告するものとする。

(実施期日)

10. この要領は、昭和42年度から実施する。

附 則（昭和61年10月20日）

この要領は、昭和61年10月20日から実施する。ただし、昭和61年度において受入れた者にかかる事務は、なお従前の例による。

改正文（平成元年4月1日文学助第51号）（抄）

平成元年4月1日から実施する。

改正文（平成元年8月3日文学助第51号）

この改正は、平成元年6月28日から実施する。

改正文（平成5年3月23日文学助第51号）

この改正は、平成5年3月23日から実施するものとし、平成5年度以降において受け入れる者について適用する。

この改正は、平成11年4月1日から実施するものとする。

12 東京大学受託研究取扱規則

(昭和46年1月1日制定)

改正 平成 9.12.16

平成13. 3.19

(趣 旨)

第1条 この規則は、東京大学（以下「本学」という。）における受託研究の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この規則において「受託研究」とは、外部からの委託を受けて、公務として行う研究で、これに要する経費を委託者が負担するものをいう。

2 この規則において「部局長」とは、学部長、大学院の研究科長、附置研究所長、全国共同利用施設長、学内共同教育研究施設長及び別表に定める部局の長をいう。

(受入れ条件)

第3条 受託研究の受入れの条件は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 受託研究に要する経費（以下「受託費用」という。）は、当該研究の開始前に納入すること。

(2) 受託研究を中止し、又はその期間を延長する場合においても受託費用は委託者に返還しないこと。ただし、特別の事情がある場合には、不用となった経費の額の範囲内において、その全部又は一部を返還することがあること。

(3) 受託費用により取得した設備等は返還しないこと。

(4) 次に掲げる場合には、委託者の受ける損害に対して、本学はその責任を負わないこと。

(ア) やむを得ない事由によって受託研究を中止し、若しくはその期間を延長し、又は契約を解除したため損害が生じたとき。

(イ) 受託研究を行うため委託を受けた物品に損害が生じたとき。

(ウ) 本学が、受託研究に関する契約に定める責務を委託者が履行しないものと認めてとった措置に基づき損害が生じたとき。

(5) 受託研究実施上本学が必要と認めるときは、委託者に研究補助者の派遣を要請することができること。

(6) 本学は、委託者が契約に違反したため、受託研究を完了することが不可能となるに至った場合には、受託研究に関する契約を解除することができること。

(7) 委託者は、受託研究に関する契約を解除することができないこと。

(8) 受託研究に関する結果は公表するものとし、その公表は、第8条の定めるところにより、本学が行うこと。

(9) 受託研究の結果生じ、かつ、本学に帰属した工業所有権等（特許権、実用新案権、意匠権及び商標権並びにこれらの権利を受ける権利をいう。）の権利は、委託者に無償で使用させ、又は譲与することはできないこと。ただし、委託者が国以外の場合には、研究交流促進法の規定に基づき、その成果に係る本学に属する特許権及び実用新案権の一部を、委託者に譲与することができること。

2 前項に定めるもののほか、部局長が必要と認める条件については、部局の定める手続を経て別にこれを定めることができるものとする。

3 部局長は、第1項第1号及び第3号に掲げる条件については、委託者が国の機関若しくは公社、公庫、公団等の政府関係機関又は地方公共団体である場合には、契約担当官と協議のうえこれを付さないことができる。

(申込みの方法)

第4条 受託研究の申込みは、部局長に対して文書により行うものとする。

(受入れの決定及び契約の締結)

第5条 受託研究の受入れは、部局長が決定する。

2 部局長は、受入れを決定するに当たっては、あらかじめ当該部局の適切な審査機関の議を経るものとする。

3 受託研究に関する契約の締結は、契約担当官が行うものとする。

(研究の中止等)

第6条 受託研究を担当する職員は、研究を中止し、又は研究期間を延長する必要が生じたときは、直ちに部局長に報告し、その指示を受けるものとする。

2 部局長は、前項の報告により、受託研究の実施上やむを得ないと認めるときは、当該研究の中止又はその期間の延長を決定し、その旨を契約担当官に通知するものとする。期間の延長の決定は、歳出予算の繰越し又は繰越明許費にかかる翌年度にわたる債務負担の手続を必要とするときは、当該手続が完了したのちに行うものとする。

(研究の完了報告)

第7条 受託研究を担当する職員は、当該研究が完了したときは、部局長に報告するものとする。

2 部局長は、前項の報告を受けたときは総長へ報告するものとし、総長はこれにより契約担当官に受託研究が完了した旨の通知を行うものとする。

(受入状況の公表)

第7条の2 部局長は、当該部局における受託研究の受入状況を公表するものとする。

(研究の結果の公表)

第8条 受託研究に関する結果の公表は、当該研究を担当した部局の定めるところにより行うものとする。

(実施細則)

第9条 この規則の実施のための手続等について必要な事項は、実施細則で定める。

(定型的な受託研究の取扱い)

第10条 定型的な試験、測定及び検査等にかかる受託研究の取扱いについては、この規則にかかわらず、別に定めるところによるものとする。

附 則

1 この規則は、昭和46年1月1日から施行する。

2 東京大学薬学部受託規則（昭和41年1月27日制定）、東京大学地震研究所受託規程（昭和38年10月22日制定）、東京大学生産技術研究所受託規程（昭和25年3月11日制定）、東京大学応用微生物研究所研究等受託規程（昭和30年5月16日制定）、東京大学物性研究所受託規程（昭和38年10月22日制定）、東京大学海洋研究所研究等受託規則（昭和40年9月21日制定）および東京大学工学部附属総合試験所受託規程（昭和45年6月16日制定）は、廃止する。

3 この規則施行の際、すでに受託研究を受入れ現に研究中のものについては、この規則の定めるところにより受入れたものとみなす。

附 則（抄）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

別 表（第2条第2項関係）

部 局

(1) 附属図書館

医学部附属病院

工学部附属総合試験所

保健センター

インテリジェント・モデリング・ラボラトリー

(2) 学部長又は大学院の研究科長があらかじめ総長の承認を得て指定する附属の教育研究施設

13 東京大学生産技術研究所受託処理規程

制定 昭和46年4月21日

改正 平成15年2月19日

第1条 東京大学受託研究取扱規則にもとづき生産技術研究所（以下「本所」という。）に対し、生産技術に関係がある学理的問題または、物品等の研究・試作・試験・調査等を委託しようとする者があるときは、この規程により処理する。ただし、定型的試験・調査については別に定める。

第2条 受諾の諾否および受託すべきものについての担当官、その他必要な事項は、所長が常務委員会の議を経て、これを決定し、教授総会に報告する。

第3条 常務委員会は、必要に応じて常務委員以外の教授、助教授、その他の職員の出席を求め、その受託研究に関して意見を徴することができる。

第4条 主任担当官は研究を担当することの意義についての所見及び受託費用算定明細書を所長に提出するものとする。

第5条 主任担当官は、受託事項が終了したときは、受託研究完了報告書を作成し、所長に提出しなければならない。

第6条 受託事項に関する成果の公表は、担当官がこれを行うものとする。

第7条 主任担当官となるものの資格は次のとおりとする。ただし、助手については、応募により受託研究となるもののみとし、申請を行う前に責任教官の承諾を得ているものに限る。

1) 教授 2) 助教授 3) 講師 4) 併任教授 5) 併任助教授

6) 客員教授・客員助教授（常勤職員と同様の勤務形態である者に限る。） 7) 助手

第8条 受託事項に関し、工業所有権が発生した場合には、本所、発明者、委託者の三者が協議するものとする。

第9条 受託研究実施に際し、研究補助者を受入れる場合は、人事取扱要領に準じて取扱うものとし、所長が適当と認められた場合には、当該受託研究期間中についてのみこれを許可するものとする。

附 則

この規程は、平成15年2月19日から施行する。

14 東京大学民間等共同研究取扱規則

(平成9年12月16日制定)

改正 平成13.3.19

(趣旨)

第1条 この規則は、東京大学（以下「本学」という。）における民間等外部の機関（以下「民間機関等」という。）との共同研究の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「共同研究」とは、次に掲げる研究をいう。

(1) 本学における共同研究

本学において、民間機関等から研究者及び研究経費等を受け入れて、本学の教官が当該民間機関等の研究者と共通の課題について共同して行う研究。

(2) 本学及び民間機関等における共同研究

本学及び民間機関等において、共通の課題について分担して行う研究で、本学において、民間機関等から研究者及び研究経費等、又は研究経費等を受け入れるもの。

2 この規則において「部局長」とは、学部長、大学院の研究科長（研究科以外の教育研究上の基本となる組織の長を含む）、附置研究所長、全国共同利用施設長、学内共同教育研究施設長及び別表に定める部局長の長をいう。

(申込みの方法)

第3条 共同研究の申込みは、部局長に対して文書により行うものとする。

(受入れ決定等)

第4条 共同研究の受入れは、部局長が決定する。

2 部局長は、受入れを決定するに当たっては、あらかじめ当該部局長の適切な審査機関の議を経るものとする。

3 部局長は、受入れを決定するに当たっては、共同研究に係る経費の配分を総長に申請するものとする。

4 部局長は、受入れを決定したときは、その決定内容を契約担当官に通知するものとする。

(契約の締結)

第5条 契約担当官は、前条第4項の通知に基づき、民間機関等の長と共同研究に関する契約を締結するものとする。

(研究者の受入れ及び研究料)

第6条 民間機関等に属する研究者を受け入れる場合は、民間等共同研究員として、受け入れるものとする。

2 民間等共同研究員は、当該民間機関等において、現に研究業務に従事しており、共同研究のために在職のまま本学に派遣される者であるものとする。

3 民間等共同研究員の研究料は、文部大臣が別に定めるところにより徴収する。

(共同研究に要する経費)

第7条 本学は、施設・設備を共同研究の用に供するとともに、当該施設・設備の維持・管理に必要な経常経費等を負担するものとする。

2 民間機関等は、共同研究遂行のために、特に必要となる謝金、旅費、消耗品費、光熱水料等の直接的な経費（以下「直接経費」という。）を負担するものとする。

3 本学は、共同研究に要する経費を分担する必要がある場合は、予算の範囲内において、前項に定める直接経費の一部を負担することができるものとする。

4 第2条第1項第2号の共同研究の場合において、民間機関等における研究に要する経費等は、民間機関等が負担するものとする。

(設備等の取扱い)

第8条 共同研究に要する経費により、研究の必要上、本学において新たに取得した設備等は、本学の所有に属するものとする。

2 前条第4項により、研究の必要上、民間機関等において新たに取得した設備等は、民間機関等の所有に属するものとする。

3 本学で行う共同研究の遂行上必要な場合には、民間機関等からその所有に係る設備を受け入れることができるものとする。

(研究場所)

第9条 本学の教官は、共同研究の遂行上必要な場合には、民間機関等の施設において研究を行うことができるものとする。

2 前項の場合においては、研究用務のための出張として手続きをとるものとする。

(共同研究の中止等)

第10条 共同研究を担当する本学の教官は、研究を中止し、又は研究期間を延長する必要が生じた場合は、直ちに部局長にその旨を報告し、指示を受けるものとする。

2 部局長は、前項の報告により、やむを得ないと認めるときは、当該研究の中止又は期間の延長を決定し、その旨を契約担当官に通知するものとする。

(共同研究の完了報告)

第11条 共同研究を担当する本学の教官は、当該研究が完了したときは、部局長に報告するものとする。

2 部局長は、前項の報告を受けたときは、総長へ報告するものとする。

(受入状況の公表)

第12条 部局長は、当該部局における共同研究の受入状況を公表するものとする。

(研究成果の公表)

第13条 共同研究による研究成果については、原則として公表するものとする。

2 公表の時期・方法について定める必要がある場合は、当該民間機関等と協議するものとする。

(特許等の取扱い)

第14条 共同研究に伴い発明が生じた場合の取扱いについては、別に定めるところによるものとする。

(実施細則)

第15条 この規則に定めるもののほか、規則の実施に関し必要な事項は、実施細則で定める。

附 則

1 この規則は、平成9年12月16日から施行する。

2 東京大学民間等共同研究取扱暫定要領（昭和58年6月28日付け東大経主第428号総長通知別添）は、廃止する。

3 この規則施行の際、すでに共同研究を受入れ、研究中のものについては、この規則の定めるところにより受入れたものとみなす。

附 則（抄）

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

別 表（第2条第2項関係）

部 局

(1) 附属図書館

医学部附属病院

工学部附属総合試験所

保健センター

インテリジェント・モデリング・ラボラトリー

(2) 学部長又は大学院の研究科長があらかじめ総長の承認を得て指定する附属の教育研究施設

東京大学生産技術研究所年次要覧

—— 第 51 号 (2002 年度) ——

(2003年発行)

平成 15 年 3 月 31 日 現在 編 集
平成 15 年 6 月 1 日 発 行

出版部会長 堀 洋一
出版部会員 枝川圭一
新野俊樹
岡部 徹
大岡龍三
飯島重美

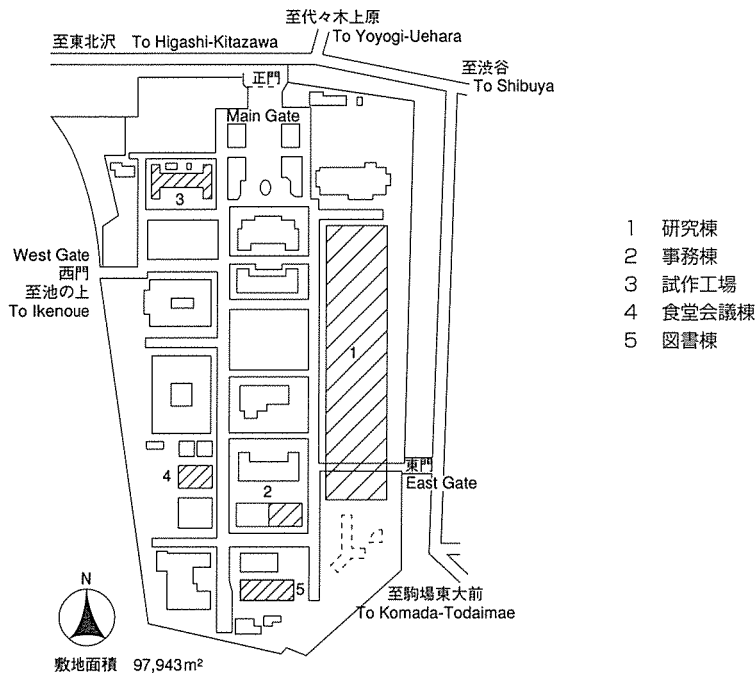
発 行 所 東京大学生産技術研究所

郵便番号 153-8505
東京都目黒区駒場 4 丁目 6 番 1 号
電話 03 (5452) 6017 (情報普及掛)
Fax 03 (5452) 6073 (情報普及掛)
E-mail: joho@iis.u-tokyo.ac.jp
生研ホームページ: <http://www.iis.u-tokyo.ac.jp/>

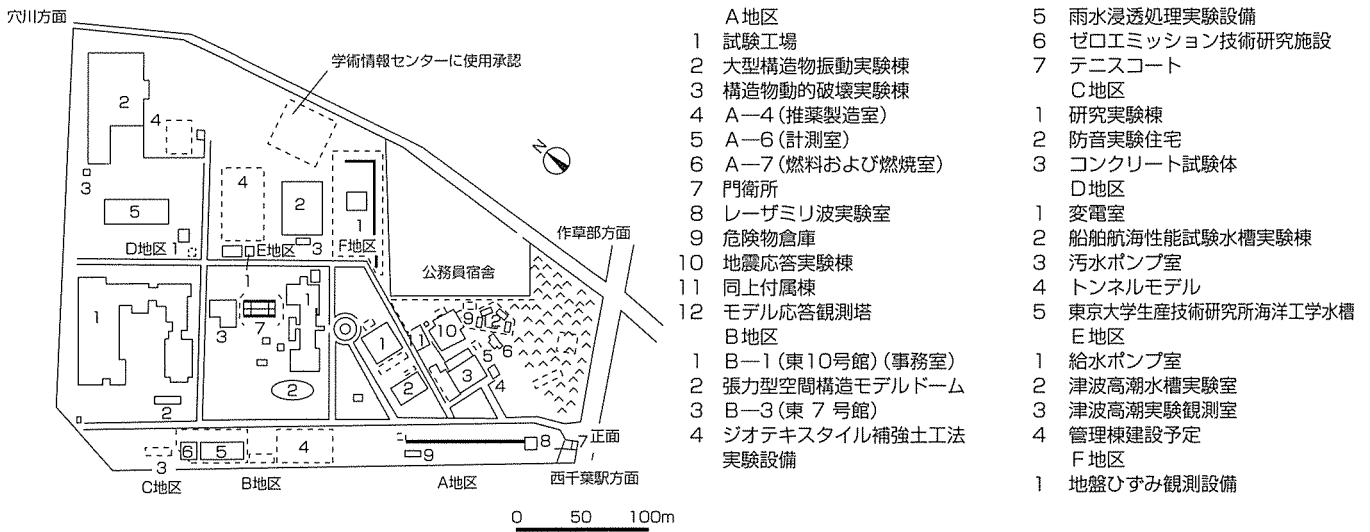
千葉実験所

郵便番号 263-0022
千葉市稲毛区弥生町 1 番 8 号
電話 043 (251) 8311 (代表)

印 刷 所 株式会社東京プレス
東京都板橋区桜川 2-27-12



東京大学生産技術研究所（駒場Ⅱ地区） 配置図



東京大学生産技術研究所千葉実験所 配置図